

国基本方針(案)の主な内容について

○母子及び父子並びに寡婦福祉法（抜粋）

(基本方針)

第11条① 厚生労働大臣は、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

(自立促進計画)

第12条① 都道府県等は、基本方針に即し、次に掲げる事項を定める自立促進計画を策定し、又は変更しようとするときは、法律の規定による計画であつて母子家庭等及び寡婦の福祉に関する事項を定めるものとの調和を保つよう努めなければならない。

一～四 略

国基本方針(案)の主な内容

(下線部は、R元年度改定における追加・修正点)

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講じようとする施策の基本となるべき事項（法第12条第1項第2号）

【基本目標】

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立を図るためには、

- ①子育てや生活支援策、
- ②就業支援策、
- ③養育費の確保策、
- ④経済的支援策

を総合的かつ計画的に展開することが不可欠であり、これを積極的に推進する。

これにより、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の収入状況、就業状況、養育費取得状況等の生活状況の好転を図る。

支援策の推進に当たっては、国、都道府県、市町村がそれぞれの役割を認識し、連携を図るとともに、それぞれの役割に応じた積極的な支援施策の検討・実施の推進を図る。

- ⑤その他（職員の人材確保・専門性向上等）

母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の生活の安定と向上のために講ずべき具体的な措置（法第12条第1項第3号）

<p>1. 相談支援体制の整備</p> <p>○総合的な相談窓口の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">自立支援員、就業支援専門員の配置等</div> <p>・プライバシー保護に配慮</p> <p>○相談機関関係職員を対象とした研修等の実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">自立支援員、就業支援専門員等</div> <p>○相談機関関係職員向けのマニュアル等の作成</p> <p>○支援施策及び相談窓口に関する分かりやすい情報提供の推進</p> <p>・ホームページや広報誌、SNSを活用</p> <p>○相談機関関係職員の人材の確保・育成及び専門性の向上</p> <p>○母子生活支援施設や民間団体との連携による相談体制の充実</p>	<p>3. 就業支援策</p> <p>○母子家庭等就業・自立支援事業の実施</p> <p>○母子・父子自立支援プログラム策定等事業の実施</p> <p>○より良い就業に向けた能力の開発</p> <p>・母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金等の活用</p> <p>・高等学校卒業程度認定試験の合格支援</p> <p>・自己肯定感を高める内容や、ライフプランに関するものを盛り込んだ就業支援</p> <p>・子どもの就労支援</p> <p>○公共職業訓練の実施</p> <p>○母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用に関する啓発活動等・情報提供</p> <p>・マザーズハローワーク等におけるきめ細かな就労支援の実施</p>	<p>4. 養育費の確保及び面会交流に関する取決めの促進</p> <p>○広報・啓発活動の推進</p> <p>○相談体制の充実</p> <p>・養育費に関する相談支援</p> <p>・面会交流に関する相談支援</p> <p>事前相談、支援計画の作成や子どもの付添い等の面会交流援助等の支援を実施</p> <p>5. 経済的支援策</p> <p>○児童扶養手当に関する情報提供及び適正な給付業務の実施</p> <p>○母子父子寡婦福祉資金貸付金に関する情報提供、適正な貸付業務の実施</p> <p>○児童扶養手当窓口における相談、情報提供等適切な自立支援の実施</p> <p>・近年の制度拡充についての丁寧な説明</p> <p>・生活実態に対応した制度の整備推進</p>
<p>2. 子育て支援、生活の場の整備</p> <p>○保育所等の優先的利用の推進等</p> <p>○放課後児童クラブの優先的利用の推進</p> <p>○公営住宅の積極的活用の推進（優先入居の推進等）等</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">一時的に家事・育児サービスが必要な場合に家庭生活支援員を派遣</div> <p>○ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施</p> <p>○住宅資金や転宅資金の貸付けの実施</p> <p>○ひとり親家庭等生活向上事業の実施</p> <p>・親同士の情報交換の場の提供等</p> <p>・学習支援等の実施にあたっては、教育委員会や関係団体と連携するなど地域資源を積極的に活用</p>	<p>○所得の増大に結び付く就業機会創出のための支援</p> <p>・母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦に対する起業支援</p> <p>・母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の状況に応じた就業あっせん（公共職業安定機関等との連携）</p>	<p>6. 広報啓発</p> <p>○広報啓発・広聴、ニーズ把握活動等事業の実施等により、母子家庭及び父子家庭並びに寡婦施策に係る要望・意見の聴取やニーズ調査等を行うとともに、パンフレットの配布、SNS等のインターネットメディア等の各種の広報手段の活用や、地域で活動する民間団体とも協力し、地域の特性を踏まえた、情報の取得が困難な者にも行き届くような広報啓発活動を実施</p> <p>7. 相談に従事する職員や窓口対応を行う職員に対する研修等の実施</p> <p>○相談関係職員の人材の確保と専門性の向上を推進</p> <p>○研修等の実施にあたっては、各種支援施策に関する内容の他、プライバシー保護に配慮した相談対応の方法もあわせて実施</p>